

## 支援費制度施行後の障害者（児）に対する相談支援体制について

### 1. 支援費制度における相談支援の重要性

- (1) 支援費制度は、障害者（児）の自己決定、自己選択により、自らが契約によりサービスを利用する仕組みであり、また、全ての市町村において支援費対象サービスについて支給決定が行われることになる。したがって、サービスの選択等サービスの利用援助としての相談支援機能の役割は、一層重要なものとなるとともに、全国、どこの市町村においても、障害者（児）に対する相談支援機能を整備していただくことが重要となる。地域における相談支援は、支援費対象サービスに限られるものではないが、支援費対象サービスについては、利用者が支給決定の申請をするに際して、相談支援機能を十分活用し、適切な利用に結びつく支援を行っていくことが重要である。

なお、そうした市町村における相談支援体制は、今後、障害者（児）の潜在的なニーズを的確に引き出し、地域におけるサービス提供体制の充実を図っていく上でも、重要な役割を果たすことになる。

- (2) また、そうした市町村における相談支援体制を進めていく上で、都道府県の積極的な支援は不可欠である。

### 2. 今後の相談支援体制について

- (1) 平成15年度以降の障害者（児）に対する相談支援については、支援費制度において支給決定事務等中心的な役割を担う身近な市町村において、支援費対象サービスの利用援助をはじめとして、一般的な相談支援機能の役割を担うことになる。市町村は、これまで、身体障害者についてそのような機能を担ってきたところであるが、今後は、新たに知的障害者、障害児も対象に一般的な相談支援の役割を担うことになる。したがって、サービスの利用援助等の一般的な相談支援については、障害の種別に係わらず、身近な市町村において、総合的に相談支援機能を担っていくことが期待されている。

- (2) 一方、都道府県においては、市町村の相談支援をバックアップし、より専門的な相談支援に対応するとともに、広域自治体として、市町村域を超えた地域全体の相談支援体制の調整等にあたっていただくことになる。

(3) 市町村、都道府県のこのような役割は、支援費制度の施行に伴い、どの地域においても整備されるべき一般的な機能であり、市町村、都道府県が担うべき本来的な機能といえる。また、相談支援事業の運営は、地域の関係資源の状況等に応じて、地域の主体性を活かして、弾力的に運営していくべきものである。

こうしたことから、実施主体が特定され、画一的な運営になりがちな補助事業よりは、地方交付税による対応が適当であることから、2事業について一般財源化を行ったものである。

また、別添資料2にあるとおり、これら2事業の一般財源化に当たっては、地方特例交付金及び地方交付税の増額により、所要の財源が確保されているほか、基準財政需要額に算入されることとなっている。今後、地方財政計画の内容等が明らかになった時点で、別途、その内容についてお知らせすることとしている。

(4) したがって、現在、既に、2事業を実施している、市町村、都道府県においては、それぞれ所要の財源の手当が行われているので、その旨財政当局の理解を求めることにより、引き続き、事業の実施が確保されるようお願いするとともに、この点については、市町村に対して強力に指導をお願いしたい。

また、現在、2事業を未実施の市町村、都道府県においては、支援費制度における相談支援の重要性を十分勘案するとともに、所要の財源手当が行われているので、速やかに、地域における障害者（児）の相談支援体制の確立に向けた取組をお願いしたい。

### 3. 障害者（児）に対する相談支援体制を推進していく上での留意点

(1) 特に、知的障害者や障害児に対する相談支援については、支援費制度の支給決定等の事務を市町村で行うことになることに伴い、一般的な相談支援については、市町村において、新たに対応することになるが、知的障害者や障害児に関する相談支援については、専門的な要素が強いことから、都道府県の支援が重要となる。したがって、都道府県から市町村に対する助言、指導・財政支援等積極的な支援をお願いするとともに、市町村、都道府県の連携の下で、地域の体制整備を進めていただきたい。

(2) 地域における実効性のある相談支援を進めていくためには、関係施設等の専門性を活用していくことが有効である。例えば、身体障害者を対象とする市町村障害者生活支援事業については、現在でも、市町村社会福祉協

議会に事業委託をすることで事業を実施している例が多いが、今後とも、地域の社会福祉協議会との連携により、事業を進めていくことも現実的な選択肢である。

一方、知的障害者や障害児に対する相談支援については、市町村においてもはじめての業務となるが、これまでと同様、都道府県の支援の下で、地域の社会資源としての専門性の高く、地域生活支援に積極的に取り組んでいる知的障害者施設等の機能を活用することにより実施していくことが現実的な対応として考えられる。

別添資料 3 は、県と市町村が連携して推進している知的障害者、障害児に対する地域の相談支援体制のモデルであり、参考とされたい。

#### 4. 「障害者地域生活推進特別モデル事業」の活用について

- (1) 3. で述べたように、今後の障害者（児）の相談支援体制は、市町村、都道府県がそれぞれの立場で対応することになるが、とくに地方公共団体における相談支援の円滑な推進を図るため、都道府県の関与の下で、市町村における総合的な相談支援体制や都道府県の市町村に対するバックアップ体制の構築を促進することとして、新たに、「障害者地域生活推進特別モデル事業」を創設したところである。国としても、引き続き地域における障害者の相談支援体制の整備を支援していくこととしている。（「障害者地域生活推進特別モデル事業」の内容については、別添資料 1 参照）
- (2) 本事業が有効に機能するため、事業を実施するモデル市町村の指定にあたっては、国に十分相談されたい。なお、本事業は 2 か年事業であるので、本事業終了後については、市町村、都道府県がそれぞれの役割分担の下で、連携して地域の総合的な相談支援体制の円滑な運営にあたられたい。

## (資料 1)

### 障害者地域生活推進特別モデル事業

#### 1 事業の目的

施設に入所している障害者の地域移行及び在宅の障害者の地域生活支援を積極的に促進し、支援費制度を円滑に施行するため、都道府県（指定都市）が特定の障害福祉圏域内の市町村を指定し（指定市町村）都道府県の調整のもとに指定市町村は当該圏域の関係市町村及び施設等と連携して、障害者の地域生活のため支援費対象のサービス利用等のための相談、利用援助及び住居、活動の場の確保についての支援等を総合的に行うとともに、障害者が地域で生活しやすい環境づくりを推進する。

#### 2 事業の内容

指定市町村(指定都市)は、次の業務を行うための地域生活推進員(仮称)を設置する。

特定圏域内の関係市町村及び関係施設と連携して、入所者であって地域生活を希望する者及び地域生活の継続を希望する者（地域生活希望者）に対して、地域生活に向けた相談援助を行うこと。

地域生活希望者に対して地域での居住の場、活動の場の確保のための関係機関等との連絡調整を行うこと。

地域生活希望者が地域での生活を可能とするための支援費対象サービス等の利用についての助言及び援助を行うこと。

施設を退所し、地域生活を始めた障害者を定期的に訪問し、生活上の諸課題についての相談に応ずること。

支援費制度におけるサービスの利用等に関する苦情の受付・相談及び関係機関との連絡調整

その他 1 の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

#### 3 事業の実施主体

特定圏域内の指定市町村とする。ただし、適当と認める社会福祉法人等に委託することができる。

#### 4 事業費

577,500千円

77市町村 × 15,000千円 × 1/2 = 577,500千円

県指定市町村 65 (47県 × 1 + 30中核市 × 60%)

指定都市 12

(1市町村2か年事業)

## (資料 2)

平成15年1月20日付け総務省自治財政局財政課長内かん(抜粋)

### 第2 地方財政対策

#### 4 国庫補助負担金の見直し等に伴う財源措置

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(平成14年6月25日閣議決定、以下「基本方針2002」という。)において、国と地方の役割を見直し、国の関与を縮小しつつ、地方の権限と責任を大幅に拡大するため、国庫補助負担事業のあり方の抜本的な見直しに取り組み、国庫補助負担金について、「改革と展望」の期間中に、数兆円規模の削減を目指すとともに、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で、引き続き地方が主体となって実施する必要のあるものについては、所要額を地方の自主財源として移譲するとされている。

これを踏まえ、この改革の「芽出し」として、平成15年度予算において削減される国庫補助負担金のうちその対象事業を引き続き地方が主体となって実施する必要のある義務教育費国庫負担金等の見直しに係る所要額について次の措置を講じることとしている。

#### (1) 国庫補助負担金の一般財源化に伴う財源措置

##### ア 義務教育費国庫負担金の一般財源化 (略)

##### イ 在宅福祉事業費補助金の一部等の一般財源化

在宅福祉事業費補助金のうち生きがい援助員の配置費に係る部分及び介護保険事業費補助金のうち介護保険制度施行支援事業費等に係る部分等の国庫補助金(160億円)を一般財源化することとしていること。

(注)160億円には、障害児(者)地域療育等支援事業の35億円、市町村障害者生活支援事業の21億円を含む。

##### ウ 一般財源化に伴う財源措置

平成15年度から行うこととする上記国庫補助負担金の一般財源化に伴う所要財源(2,344億円)については、その2分の1は地方特例交付金により、残りの2分の1は地方交付税の増額(交付税特別会計借入金により対応し、償還費の4分の3を国が負担)により、国庫補助負担金、交付税、税源委譲を含む税源配分の在り方の三位一体の改革に向けた暫定措置を講じることとしていること。

## 第4 歳入

### 5 国庫支出金

国庫支出金については、次のような制度改革が予定されているので、その予算計上に当たっては、国の予算措置の内容に十分留意されたい。

なお、国庫支出金の総額については現在のところ確定した金額を把握することは困難であるが、3.6%程度の減になるものと見込まれる。

(1) 平成15年度においては、「基本方針2002」等に基づき、三位一体の改革の「芽出し」として、次の国庫補助負担金の見直しを行うこととされていること。

ア 一般財源化が行われることとされている次の国庫補助負担金については、一般財源化に当たっては、地方特例交付金及び地方交付税の増額により所要の一般財源の確保を図るほか、所要の事業費を、地方財政計画に計上するとともに、基準財政需要額に算入することとしていること。

また、不交付団体における一般財源化の影響については、地方特例交付金の交付によるほか、地方債計画上、資金手当のための調整債を計上していること。

(中略)

- ・ 児童保護費等補助金（障害児（者）地域療育等支援事業費に係るものに限る。）
- ・ 身体障害者福祉費補助金（市町村障害者生活支援事業費に係るものに限る。）

(後略)

### 相談支援体制の実施モデル図

